

出来事（2015年12月）

1. 新規の食品添加物の指定

12月も、新規指定はありません。（現在の指定添加物：449品目。）

現在、過酢酸製剤（過酢酸、オクタン酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸）、亜セレン酸ナトリウム、次亜臭素酸水、アスペルギナーゼ（*Aspergillus oryzae* NZYM-SP株）の新規指定、硫酸亜鉛、亜塩素酸ナトリウム、過酸化水素の使用基準の改正に向けた手続きが進められています。

指定手続き中の過酢酸製剤の使用基準については、12月15日の内閣府食品安全委員会で審議され、添加物専門調査会の再度の健康影響評価はなく改正（緩和）されるとのことです。

今回（平成27年）評価依頼時	前回（平成25年）評価依頼時
<p>過酢酸製剤は、食肉、果実、野菜の表面殺菌の目的以外に使用してはならない。</p> <p>過酢酸製剤の使用量は、過酢酸として、<u>食鳥肉にあつては、浸漬液又は噴霧液1kgにつき2.0g以下、食肉（食鳥肉を除く。）にあつては浸漬液又は噴霧液1kgにつき1.8g以下、果実及び野菜にあつては、浸漬液又は噴霧液1kgにつき0.080g以下、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジスルホン酸として、食鳥肉にあつては浸漬液又は噴霧液1kgにつき0.136g以下、食肉（食鳥肉を除く。）にあつては浸漬液又は噴霧液1kgにつき0.024g以下、果実及び野菜にあつては、浸漬液又は噴霧液1kgにつき0.0048g以下でなければならない。（「注」は省略。）</u></p>	<p>過酢酸製剤は、食肉、果実、野菜の表面殺菌の目的以外に使用してはならない。</p> <p>過酢酸製剤の使用量は、過酢酸として、食肉にあつては、浸漬液又は噴霧液1kgにつき0.220g以下、果実及び野菜にあつては、浸漬液又は噴霧液1kgにつき0.080g以下、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジスルホン酸として、食肉にあつては浸漬液又は噴霧液1kgにつき0.013g以下、果実及び野菜にあつては、浸漬液又は噴霧液1kgにつき0.0048g以下でなければならない。（「注」は省略。）</p>

また、過酸化水素の使用基準については、12月22日の内閣府食品安全委員会で改正案が了承され、パブリックコメント（期限：2016年1月22日）が実施されるとのことです。

改正案	現行基準
<p>過酸化水素は、<u>過酸化水素として、釜揚げしらす、しらす干し及びちりめんにあつてはその1kgにつき0.005g以上残存しないように使用しなければならない。その他の食品にあつては、最終食品の完成前に過酸化水素を分解し、又は除去しなければならない。</u></p>	<p>過酸化水素は、最終食品の完成前に過酸化水素を分解し、又は除去しなければならない。</p>

さらに、12月7日の食品安全委員会添加物専門調査会で、香料に関する食品影響評価指針について審議され、継続審議とされました。

## 2. 第9版添加物公定書

12月25日の薬事食品衛生審議会添加物部会で第9版添加物公定書の進捗状況について、厚生労働省基準審査課より報告されました。主な改正内容は、平成26年（2014年）3月26日の同部会での検討会報告書と変わらないようです。

- (1) 既存添加物87品目に係る成分規格（うち酵素が62品目）を収載する。
- (2) 第8版作成（平成19年3月公布）以降に、新規指定又は規格基準の改正がなされた添加物の規格基準を収載する。
- (3) 試験の操作性の改善や制度の向上を目的として、一般試験法を改正し、それに伴い各条の成分規格を変更する。
- (4) 国際的な規格との整合化、流通実態の反映あるいは試験の操作性及び精度の向上等を目的として、成分規格の改正（(3)の場合を除く）を行う。
- (5) 公定書中で用いられる動植物、微生物の名称の学名について、ルールを統一化する。
- (6) 既収載の添加物の規格について、通則中の原子量の見直し及び訂正あるいは通則中の用語及び用例等の統一を行う。
- (7) 成分規格の記載様式について、示性値を純度試験の前に移動。
- (8) 試験に用いる試薬・試液等について、原則JISに基づく名称に変更する。

## 3. 組換えDNA技術応用食品添加物

- 安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（21品目、最終：2015年11月12日）  
6- $\alpha$ -グルカノトランスフェラーゼ（NZYM-RO株、ノボザイム社）、アスパラギナーゼ（NZYM-SP株、ノボザイム社）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071167.pdf>

- 安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（67品目、最終：2015年12月1日）  
アスパルテーム（E. coli DP-No.2株）（味の素株式会社）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071168.pdf>

- 安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物リスト 3件  
エキソマルトテトラオヒドロラーゼ（MDT06-228株、ダニスコ）、 $\alpha$ -アミラーゼ（NZYM-AV株、ノボザイム社）、ホスホリパーゼ A2（PLA-54株、DSM社）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071169.pdf>

また、12月11日の薬時食品衛生審議会新開発食品調査部会第3回遺伝子組換え食品等調査会において、高度精製添加物の安全性審査における取扱いについて、要件を満たせば、内閣府食品安全委員会の健康影響評価を受けることなく、非GMO添加物（高度精製添加物）として公表されるとの手続きの変更（緩和）が示されました。

#### 4. 大筋意された TPP（環太平洋パートナーシップ協定）と食品表示規制

12月25日付で、消費者庁より斉藤和子衆議院議員事務所に送信された回答の一部に、「現行のWTO・TBT協定のルールにおいては、国際規格であるコーデックス規格があっても、コーデックス規格で定められている基準と全く同じ内容にする必要はなく、食品表示法に基づき定められている食品表示基準は、コーデックス規格を踏まえつつ、国内の事情も考慮した上で定められております。」と記載されています。

しかし、「国際調和」の名の下に、数々の規制変更がなされてきたので、疑問が残ります。

#### 5. 機能性表示食品の届出

4月17日から、消費者庁のホームページ「機能性表示食品に関する情報」に掲載されています。

<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

これらを消費者庁の区分に従って、集計すると以下のようになります。

サプリメント	その他加工食品	生鮮食品	合計	撤回
91 品目	76 品目	2 品目	171 品目	2 品目

#### 6. 日本食品標準成分表の改定

文部科学省によれば、「15年ぶりとなる収載食品の拡充や、新たな炭水化物成分表を作成するなど、大幅な改定を行い、下記の各成分表を年度内に公表する。」とのことです。

- ・日本食品標準成分表2015年版（七訂）
- ・日本食品標準成分表2015年版（七訂）アミノ酸成分表編
- ・日本食品標準成分表2015年版（七訂）脂肪酸成分表編
- ・日本食品標準成分表2015年版（七訂）炭水化物成分表編

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/syokuhinseibun/\\_icsFiles/afieldfile/2015/12/10/1362535\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/syokuhinseibun/_icsFiles/afieldfile/2015/12/10/1362535_1.pdf)

#### 7. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

① 12月は、新たな出荷制限等はありませんでした。

② 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、

埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材（12月21日現在）

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/shokuhin.html](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html)

#### 8. 化審法の改正にかかわるWTO通報

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づき、「塩素数が2であるポリ塩化ナフタレン及びペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル」が、第1種特定化学物質（製造・輸入・使用は原則禁止）に指定される（公布予定：2016年3月）予定とのことです。

<https://www.env.go.jp/press/101526-print.html>

#### 9. 第十七改正日本薬局方の制定で WTO 通報

平成 28 年（2016 年）4 月 1 日に施行される予定の第十七改正日本薬局方の制定に当たり、11 月 27 日 WTO 通報がなされました。（期間：60 日間）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/comment/2015/11/b097e5adbd1de810.html>

#### 10. EU 報告書：トランス脂肪酸に規制値が必要

12 月 3 日、EU 委員会は、食事中的トランス脂肪酸についての報告書を採択したと報じました。工業的トランスの含量の規制、表示義務等について、パブコメを行うとのことです。

[http://ec.europa.eu/dgs/health\\_food-safety/dyna/enews/enews.cfm?al\\_id=1650](http://ec.europa.eu/dgs/health_food-safety/dyna/enews/enews.cfm?al_id=1650)

#### 11. 消費者行動：安全性は最後か

Canadian Journal of Agricultural Economics に、安全上にリスクについて、習慣に干渉する助言には対応せず、信念と異なる警告は無視するとの消費者行動に関する論文が掲載されたとのことです。

[http://www.eurekalert.org/pub\\_releases/2015-11/cfb-sl112415.php](http://www.eurekalert.org/pub_releases/2015-11/cfb-sl112415.php)

\* 的を得た論調だと思います。

#### 12. 食品添加物ステビオール配糖体（E960）の規格改正案に対する科学的な意見

成分に、レバウディオシド M を追加し、ステビオシドの最小量の 75% 及び又は（and/or）レバウディオシド A を削除するという規格改正に当たっての安全性評価がなされ、ステビオール配糖体（E960）成分の安全性の懸念はなく、95% 以上の場合の ADI は、4mg/kg bw/日とされるとのことです。12 月 8 日付けの EFSA Journal です。

[http://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/scientific\\_output/files/main\\_documents/4316.pdf](http://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/scientific_output/files/main_documents/4316.pdf)

#### 13. EU と米国、TTIP で共同声明

12 月 11 日、EU 通商担当と USTR は、TTIP（The Transatlantic Trade and Investment Partnership）について協議し、2016 年に交渉を加速させるとの共同声明を発表しました。

<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1413>

#### 14. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社フジが、フィンランドから輸入した「乾燥果実：乾燥ベリー粉末」の自主検査で、セシウム 137 が 220 及び 790Bq/kg 検出され、廃棄、積戻し等が指示されました。
- ・スイフト株式会社が、中国輸入した「生鮮しょうが」のモニタリング検査で、株式会社ユニパックが中国から輸入した「冷凍たまねぎ」の命令検査で、チアメトキサム 0.02ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

\* チアメトキサム：ネオチコチノイド系殺虫剤

（作成：2016 年 1 月 4 日）